八雲町告示第118号

競争入札に参加する者に必要な資格等の告示

別紙のとおり、令和９年度及び令和10年度における競争入札参加に必要な資格等を告示する。

令和８年11月24日

八雲町長　萬　谷　俊　美

競争入札に参加する者に必要な資格等

令和８年 11 月 24 日
八雲町告示第 118 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の５及び第 167 条の 11 の規定により、令和９年度及び令和 10 年度において、八雲町が発注する工事等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について、次のとおり定める。

第１　資格

１　共通的資格要件

八雲町が発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という）は、次のア～エ（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４関係）に該当しない者及びオ並びにカに該当する者でなければならない。

ア　未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者

エ　契約に関して不正行為を行い、競争入札への参加を排除されている者

オ　本社所在地の市町村税・道税・消費税及び地方消費税・法人税（個人の場合は所得税）に滞納がない者

カ　次に掲げる保険のすべてにおいて、届出の義務を履行している者（ただし、届出義務のないものを除く。）

①　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務

２　契約の種類による資格要件

（１）工事の請負契約

ア　工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）令和８年 12 月１日（以下「審査基準日」という。）現在において申請する工種に対応する、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による許可を受けている建設業者で、かつ、許可を受けてから２年以上その営業を営んでいること。

（イ）（ア）の建設業の許可について、基準日の直前２年度分の決算により、建設業法第 27 条の 29 第１項に規定する経営事項審査を受け、その結果通知を有しており、かつ、結果通知の基準日（決算日）が令和７年９月２日以降であること。

（ウ）（イ）経営事項審査の結果通知において、（ア）の建設業の許可に係る建設工事の工種について、基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。（３年平均を採用した場合でも、あくまで直前２年の各事業年度のいずれかの決算において完成工事高を有していること。）

イ　工事の請負契約のうち、次の表に掲げる種類の契約についての競争入札参加資格者は、工事の種類に応じ、次の掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案し、同表に掲げる工事予定価格に対応する等級に格付けされたものとする。

a 客観的事項の審査（経営事項審査）

（ア）経　営　規　模	①完成工事高（許可業種別）
	②自己資本額
	③利払前税引前償却前利益
（イ）経　営　状　況	①負債抵抗力
	②収益性・効率性
	③財務健全性
	④絶対的力量
（ウ）技　　術　　力	①技術職員数（許可業種別）
	②元請完成工事高（許可業種別）
（エ）その他の審査項目	①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況
	②建設業の営業継続の状況
	③防災活動への貢献の状況
	④法令遵守の状況
	⑤建設業の経理の状況
	⑥研究開発の状況
	⑦建設機械の保有状況
	⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

b 主観的事項の審査（町内に本店、支店又は営業所を有する事業者のみ対象）

（ア）工事施工成績　①施工体制
②施工管理
③現場管理
④出来型及び品質
⑤出来ばえ

（イ）労働安全成績　①労働災害の状況

（ウ）労働福祉成績　①賃金支払の状況

（エ）社会貢献評価値　①ボランティア活動の状況
②災害時の出動状況
③障がい者の雇用状況

（オ）通年雇用対策評価値　①通年雇用化の達成状況

（カ）新規雇用　①若年者（34 歳以下の技術職）の雇用状況

（キ）環境への取組　①環境問題への取組状況

（等級区分に対応する基準工事予定価格）

等級・種類	土木工事（町単独事業）	土木工事（国・道補助事業）	建築工事	管工事	解体工事
A	1,500 万円以上	1,000 万円以上	1,500 万円以上	500 万円以上	1,000 万円以上
B	1,500 万円未満	1,000 万円未満	1,500 万円未満	500 万円未満	1,000 万円未満
C	500 万円未満				

ただし、工事の規模、技術的難易度に応じて工事に必要な技術力が異なるため、上位又は下位等級の競争参加を認めるものとし、資格審査会がその都度定めるものとする。

ウ　八雲町外業者の等級区分

八雲町外業者を競争入札に参加させる場合の等級区分は北海道の等級より、次の表に掲げる等級に対応させるものとする。

八雲町の等級	左に対応する北海道の等級
A	A　・　B
B	C
C	C

（２）設計等に係る契約

工事以外の設計等に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

ア　審査基準日において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ　審査基準日の直前１年間に、その事業に係る売上高を有していること。

ウ　個人にあっては、従業員が３人以上であること。

エ　建築設計については、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級又は二級建築士事務所の登録を受けたものであること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合は、この限りではない。

オ　測量については、アからウまでのいずれにも該当し、かつ、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量業者の登録を受けたものであること。

（３）資格の有効期限

資格の有効期限は、令和９年度及び令和 10 年度とする。

第２　資格の消滅及び取消し

１　資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号の一に該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

（１）　政令第 167 条の４第１項に規定する者となったとき。

（２）　政令第 167 条の４第２項の規定により競争入札の参加を排除されたとき。

（３）　営業に関し、法令の規定による許可・免許・登録等を要する場合において、当該許可・免許・登録等を取り消されたとき。

（４）　その他第１の２に定める資格要件の一を欠くに至ったとき。

２　資格の取消し

不正な行為により当該競争入札参加資格者となった資格は、処分の日から２年間取り消すものとする。

第３　資格審査の申請の時期及び方法等

１　申請時期

令和８年 12 月 10 日から令和９年１月 29 日までに、北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請により提出とする。

２　システム利用申請及び電子申請入口

【北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル】

URL: http://www.hoctec.info/kyoshin/

３　共同審査に関するお問い合わせ

一般財団法人北海道建設技術センター　入札参加資格審査担当（工事・設計）

TEL:011-733-2322　E-mail:kyoshin@hoctec.or.jp